二　申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類
イ　住民票の写し及び履歴書
ロ　法第四十一条の四十六において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
ハ　資産に関する調書
三　特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務（以下この章において「防護管理者定期講習業務」という。）の実施方法に関する事項の概要を記載した書類
四　講師の氏名を記載した書類及び講師が法第四十一条の四十二第二号に該当する者であることを説明した書類
五　防護管理者定期講習業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（登録の更新）

第百二十三条　法第四十一条の四十六において準用する法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前条各号の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（特定放射性同位元素防護管理者定期講習結果の報告）

第百二十四条　登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関（以下この章において「登録防護管理者定期講習機関」という。）は、特定放射性同位元素防護管理者定期講習（以下この章において「防護管理者定期講習」という。）を実施したときは、当該防護管理者定期講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、別記様式第二十二による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、防護管理者定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、防護管理者定期講習の修了証の交付年月日並びに特定放射性同位元素防護管理者として選任されている事業所等の名称及び所在地を記載した防護管理者定期講習の修了者の一覧表を添付しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第百二十五条　登録防護管理者定期講習機関は、法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程の届出）

第百二十六条　登録防護管理者定期講習機関は、法第四十一条の四十四第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十三の届書に、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程（以下この章において「防護管理者定期講習業務規程」という。）を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　登録防護管理者定期講習機関は、法第四十一条の四十四第一項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十四の届書に、防護管理者定期講習業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（防護管理者定期講習業務規程の記載事項）

第百二十七条　法第四十一条の四十四第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　防護管理者定期講習業務を行う時間及び休日に関する事項
二　防護管理者定期講習業務を行う場所及び防護管理者定期講習の実施場所に関する事項